

消費者行政に関する首長表明

株価の上昇と円安に伴い、輸出企業を中心に景気が回復基調にあると言われて来ましたが、地方への波及は消費税の増税などもあり、遅々として進んではないようです。このため、庶民の生活には、なお厳しさが見られます。一生懸命働いても、非正規雇用のため、なかなか生活にゆとりが生まれず、しかし、子どもだけには、不自由な生活をさせたくない、少し背伸びをしてでも人並に豊かな生活を享受したいと思い、無理な借金に手を染められ、返済に困っておられる方も多いと伺います。

このような消費者心理につけこんで、訴訟を仄めかすハガキを送付しお金を騙し取ろうとする詐欺や、お年寄りや子どもなどの社会的弱者を食い物にする悪徳商法、オレオレ詐欺などが横行する始末で、世の末の観があります。

しかしながら、残念なことに、難しい多重債務や零細事業者の債務整理に関する相談窓口は、弁護士会などに限られてきたのが現状です。

そのような中で、市貝町は平成25年3月に、益子町、茂木町、芳賀町の3町との間において、協議会を組織し、芳賀地区消費生活センターを設立いたしました。消費者の皆さんは、この相談機関において、出資法や利息制限法などの知識や情報に接することができるようになるとともに、解決に向けた専門家による適切なアドバイスもいただけるようになったものと自負しているところです。

町では、犯罪防止の対策といたしまして、子どもやお年寄りなどの社会的弱者に対する消費者教育をさらに充実するとともに、国の消費者行政推進交付金事業により、啓発用パンフレットを作成し、きめ細かく周知して参る考えです。

今後とも、町民の皆様が安心して生活が送れるよう、なお一層相談体制の充実を図り、消費者被害の根絶に努めて参る所存であります。

令和元年10月1日

市貝町長 入野 正明